

社会主義遺産の破壊と保存にみるイコノクラスム

—ポーランド・ワルシャワ市の文化科学宮殿を事例に—

Iconoclasm, or Destruction and Conservation of Socialist Heritage
:A Case Study of "Palace of Culture and Science," in Warsaw, Poland

升一 亜海
MASUICHI Ami

1. 序論

(1) 研究の背景と目的

第二次世界大戦後、ソ連の指導の下で社会主義体制が敷かれた国々では、社会主義リアリズムの芸術様式が強要され、都市の建造物もその様式に沿って建設された。本研究では、ソ連が中東欧諸国をはじめとする諸外国に社会主義建設を推し進めた 1945 年から、ソ連崩壊の 1991 年を「社会主義時代」と設定し、その時期に建設された社会主義リアリズム様式の建造物を「社会主義遺産」と総称する。

社会主義遺産は、ソ連崩壊と同時に、市民や市行政によって破壊、撤去された一方、近年ではそれらを保存、活用する動きもある。先行研究において、社会主義遺産の保存行為は「文化遺産化」、破壊行為は聖像破壊を意味する「イコノクラスム」であると位置づけられる。

文化遺産化について、松浦 (2012) ¹ は、「文化の生産と制度化の過程」であると定義し、荻野 (2003) ² は、「他者の所有物を受容、評価、研究するという欲望が解放されていく過程」であると説明した。また荻野 (1997) ³ は、現代が「可能な限り網羅的に、人類のさまざまな体験と人類の生み出した文化を共有の遺産として保存しようとする時代」、つまり「保存する時代」であると指摘した。これらを踏まえて本研究では、文化遺産化を「モノに対して文化的、歴史的意義を見出し、一定の制度のもとに保存していく動き」であると定義する。四方田 (2014) ⁴ は、社会主義遺産が、現代における文化財の範囲の拡大を背景に保存対象へと変化したと述べており、この指摘から、社会主義遺産も「保存する時代」における文化遺産化が進んでいるといえる。

イコノクラスムとは、8 世紀にビザンチン帝国で起きたイコンの破壊運動を指し、聖像破壊と同義である (加藤, 2004) ⁵。Parsons (2016) ⁶ は、社会主義遺産の破壊行為を、イコノクラスムの一種である

「ダムナティオ・メモリアエ (damnatio memoriae : 記録抹消処分)」であると述べた。

イコノクラスムに関する先行研究の中で、本研究ではランベッリ (2001) ⁷ に着目した。ランベッリは、モノが本来有している意味や機能の変異も聖像破壊の一部であると指摘した。さらに彼は、その聖像破壊に「総合的な破壊」、「再使用」、「再コード化」の 3 つの行為が含まれることを示した。総合的な破壊とは、文字通りの破壊行為を指し、モノ自体とモノが持つ意味の双方の破壊を意味する。再使用は、例えば、破壊後の仏像の素材に異なる用途を持たせることである。そして再コード化は、モノが本来有する意味や機能の変異を指す。例えば、仏像が芸術作品として展示されることは、仏像本来の機能と異なる意味を持つため、再コード化と解釈される。

ランベッリの言説から、社会主義時代の建造物の文化遺産化は、社会主義という政治的理念を反映したはずの建造物が、文化遺産として異なる意味を持ち始めた (再コード化された) 現象であると解釈できる。

これまでの先行研究に対して、以下の問題点が挙げられる。まず、社会主義時代の建造物の「文化遺産化」について、具体的な過程や変遷を追った研究が少ない点である。四方田 (2014) は、社会主義時代や 20 世紀建築に対する評価について述べた上で、これらの評価の変遷の中に社会主義遺産の保存が位置することを示したが、保存の具体的な動向や議論の流れについては整理されていない。

次に、社会主義遺産における「イコノクラスム」が、その破壊行為のみを指して使用されていた点である。先述の通り、ランベッリの言説を鑑みると、物理的な破壊行為のみでなく、文化遺産として本来と異なる意味を与える行為も「イコノクラスム」に内包される。

以上を踏まえて、本研究は、社会主義時代の建造

物に焦点を当て、イコノクラスムの過程を検討することを目的とする。

(2) 研究の位置づけと研究対象

社会主義遺産は、社会主義体制が敷かれていた時代への「負の記憶」を内包しており、こうした「負の記憶」を持つモノは、文化遺産化の過程において、「早く取り除かれるべき重荷」と「保護・保存していくべきモニュメント」という2つの異なる含意を持つ(木村, 2014)⁸。「負の記憶」を持つ遺産の文化遺産化について、社会学分野では、産業遺産や戦争遺産が主なテーマであった。そこで本研究は、文化遺産化の研究において、社会主義遺産という新たな事例を提示する。また、社会主義遺産の保存に関する議論の展開を整理した先行研究が少ないため、本研究は、社会主義遺産の保存の動向についての包括的な研究の先駆けとなり得る。さらに、文化遺産化も含めた建造物の変化について、ランベリが説明した聖像破壊(総合的な破壊、再使用、再コード化)に照らし合わせて考察する点は、遺産研究における新たな検証方法といえる。

研究対象地としては、対象国にポーランド共和国、具体事例に文化科学宮殿を設定した。ポーランドは、第二次世界大戦後にソ連型の社会主義体制が敷かれた国であり、社会主義遺産に関する国際的な取り組みにおいて、ドイツと共に中心的な役割を担う国でもある。文化科学宮殿は、1952年から1955年にかけてポーランドの首都ワルシャワに建設された社会主義遺産であり、現在はワルシャワの主要な観光資源となっているほか、文化財指定も受けている。

(3) 論文構成と研究方法

論文構成は、5章構成である。2章では、「負の記憶」を持つ遺産、および社会主義遺産の事例を広く扱った。また、社会主義遺産の保存に関する国際会議の資料を用いて、社会主義遺産の保存に関する言説を分析し、その文化遺産化の状況を明らかにした。3章では、ポーランドに焦点を当て、ポーランドの国内法から、社会主義遺産の状況を明らかにした。4章では、ポーランドの首都ワルシャワの文化科学宮殿にさらに対象を絞り、イコノクラスムの形態と比較した。その際、ランベリの先行研究をもとに、文献、新聞および現地調査から分析を行った。以上の結果を、5章でまとめた。

2. 「負の記憶」を持つ遺産の議論と社会主義遺産

(1) 遺産の保存および解体をめぐる議論

本節では、「負の記憶」を包含する遺産の文化遺産化について、4つの事例を整理した。日本国内の事例としては、「原爆ドーム」と「三池炭鉱」(「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産の1つ)を挙げた。国外の事例としては、イタリアの「勝利の記念碑」と、ポーランドの「旧国境鉄道駅」を挙げた。

これらの各遺産は、市行政や専門家による保存の提唱を受けて、世界遺産制度へ組み込まれる、あるいは博物館として保存されるといった「文化遺産化」の過程を辿った。

原爆ドームと三池炭鉱は、原爆の被害の記憶や労働争議および炭じん爆発の記憶といった「負の記憶」を含むが、世界遺産リストへの登録をめざす中で、遺産の価値が新たに付与されるか、もしくは歴史的枠組みの中に再編された(濱田, 2013; 松浦, 2013)^{9,10}。勝利の記念碑は、イタリアのファシスト政権による支配を象徴するものとして論争的となったが、博物館の設置によって「現代史の中心に変換」されたり、「平和の象徴へと変貌」したりと、新たな解釈がもたらされた(Steinacher, 2013; Mitterhofer, 2017)^{11,12}。旧国境鉄道駅は、ポーランド分割という自国の歴史の不承認から解体や荒廃が進んでいたものの、鉄道博物館への収容が保護工事の契機となった(Dragan, 2019)¹³。また、鉄道博物館での展示により、ポーランド国内における鉄道史の中へ組み込まれたともいえる。

(2) 東欧諸国の社会主義遺産

本節では、チェコスロバキア、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア、ドイツ、アルバニアを対象に、各国における社会主義時代の政治情勢を整理した上で、社会主義遺産の事例を整理した。さらに、その事例について、イコノクラスムの形態と比較した。

その結果、東欧各国において、総合的な破壊、再使用、再コード化に該当する事例がみられた。チェコスロバキアのゴットヴァルト像やアルバニアのホッジャ像などは、爆破、倒壊された総合的な破壊の事例である(図1)。再使用の事例としては、スロバキアの民兵像とドイツのベルリンの壁が挙げられる。民兵像は、破壊後に美術学校の石材として提供され、ベルリンの壁は、破壊後に土産物として販売された。再コード化の事例としては、観光資源化されたハンガリーの彫像公園や、文化遺産としての保存活動が進むブルガリアのブ

ブルジャ記念館などが挙げられる（図2）。



図1. 倒されるホッジャ像



図2. 彫像公園

(The Guardian, 1991. 2. 22)¹⁴ (Robert Velkey 2016. 10. 10.)¹⁵

(3) 社会主義遺産をめぐる議論

以上のように、東欧各国でさまざまなイコノクラスムの過程を辿った社会主義遺産は、その保存に関する国際的な議論の中で、文化遺産化による再コード化が進んだ。

1993年には、イコモスドイツ^{註1}が国際会議を開き、2010年からは、ライプツィヒ見本市を契機に、イコモスドイツとイコモスポーランドの共同プロジェクトである「都市とアイデンティティ」が開始された¹⁶。さらに、社会主義遺産の保存の議論の流れは、20世紀遺産に関する議論の流れの中に組み込まれながらも展開した¹⁷。本研究では、1993年、1995年、2010年、2013年の国際会議およびワークショップの資料から、専門家の言説を分析した。

1993年の国際会議「東ヨーロッパのイコノクラスム―激動の共産主義時代の記念碑」¹⁸では、社会主義遺産の破壊行為に対して非難する声や、歴史的、芸術的価値の主張、さらに元の場所での保存の主張など、遺産の保存に肯定的な主張があった一方、社会主義時代から時代を経ていないために、歴史的な時代の評価が困難であるという意見もあった。会議出席者の1人であるボフダン・チェルケスは、「共産主義の記念物に関する専門的な提案の重要性を過大評価してはならない。私たちはまだ共産主義時代から十分に離れていないため、この時代の歴史的遺産を客観的に評価できない」と述べた。

1995年に再びイコモスドイツが開催した会議「モニュメント保護のもとでのスターリン建築？」¹⁹では、歴史的、建築的価値の主張と、元の場所での保存の主張があった一方、前会議と同様に、社会主義時代に対する評価ができないという意見があった。また、建造物のイデオロギー的機能に関しても言及された。ピーター・ノーヴァーは、「イデオロギー的な文脈を無視した純粋に美学的な見方は、実際の洞察を再び妨げるだろう」と指摘した上で、「私たちは

今日、芸術と建築を、たとえそれらが政治的作品として宣伝されていたとしても、政治的システムとの関係だけに還元するのではなく、芸術的な文脈の中で解釈しなければならないという課題に直面している」と述べた。

しかし、そうした言説は2010年のワークショップ「20世紀後半の建築―研究と保護」²⁰では見られなくなり、歴史的、芸術的、建築的価値の主張だけが継続した。例えば、ユリ・デニセンコらは、「社会主義は私たちの歴史であり、私たちの文化であり、私たちの功績であり、私たちの両親の功績である」と主張した。

2013年のワークショップ「社会主義リアリズムと社会主義モダニズム、中東欧からの世界遺産の提案」²¹においても、歴史的、芸術的、建築的価値が主張されたほか、社会主義時代に対する評価が明白に肯定された。これに関して、ボグスワフ・シュミジンは「社会主義の崩壊から20年以上が経過した。この時間は、この時代の遺産を要約するのに十分な長さであり、この遺産の評価も可能になった」と述べている。また、1995年の会議でピーター・ノーヴァーが指摘した建造物のイデオロギー的意味に関連して、スネ・チリガリアンらは、「今日では、この遺産の価値がイデオロギー的成果の限界を超えていることが、ますます明らかになっている」と主張した。さらに、本ワークショップでは世界遺産への登録を望む意見が顕著であった。中でも、ボグスワフ・シュミジンとヨルグ・ハスペルは、東欧諸国でのシリアルノミネーションの可能性を示唆した。

以上から、1993年の国際会議から2013年のワークショップにかけて、社会主義時代に対する評価は肯定的なものになり、イデオロギー的機能については、会議の言説の中で否定されるようになったことが分かる。一方、歴史的、芸術的、建築的価値の主張は1993年以降継続しており、世界遺産登録まで議論が展開されたことも、明らかとなった。これらは、社会主義的イデオロギーの意味を破壊し、文化遺産として価値づけをするといった、再コード化の動きである。

3. ポーランド国内における社会主義遺産

(1) 第二次世界大戦後のソ連支配と社会主義建設

第二次世界大戦後のポーランドは、経済復興の観点からソ連へ従属した。政治面では、政党の再編成による国家建設の基本構想およびイデオロギーの統

一化が図られ、経済面では、ソ連より借款供与と産業施設の贈与を骨子とした「経済復興三か年計画」(1947年-1949年)が実施された(家本, 1994)²²。

ポーランド国内の社会主義遺産は、例えば、国内最大の社会主義都市ノヴァ・フタや、レーニン像などがあり、それぞれ、文化遺産化、観光資源化による再コード化や、外国のコレクターへの売却がされた(菅原, 2018; Carroll, 2020)^{23,24}。

(2) 社会主義遺産の保存と破壊

ポーランドにある社会主義遺産は、ノヴァ・フタのように、文化財保護法^{注2}により保護対象となる事例がある。ポーランドの文化財保護法において、文化財は「歴史的、芸術的又は学術的価値を有することから、その保護が社会の利益に資し、過去の時代又は出来事の証拠となるもの(第1章第3条1)」と定義されており、社会主義遺産についても価値が付与されることで、文化財登録簿に記載される。

一方、2016年には共産主義禁止法^{注3}が採択された。本法律は、採択当初は、共産主義に関する通りなどの名称を排除し、新たな名前に変更することを義務付ける法律であったが、翌年の改正法によって、共産主義に関するモニュメントの撤去も命じられた。改正法の施行により、ポーランド各地で多くのモニュメントが撤去された(図3)。



図3. 撤去されるモニュメント (wyborcza.pl, 2018. 3. 21)²⁵

文化財保護法と共産主義禁止法の共存により、ポーランド国内では保存と破壊という2つの状況が生じている。そしてこの状況から、次の3点がいえる。

第一に、社会主義遺産の再コード化が成功しなかった点である。文化財保護法は、社会主義時代の負の記憶を破壊し、歴史的、芸術的価値を付与することで、再コード化を行った。しかし、負の記憶を持ち続ける人々が同時に存在し、保存による再コード化を否定することで、社会主義遺産は撤去の対象にもなった。よって、文化遺産としての新たな意味づけに失敗していることになる。

第二に、文化財保護法が、共産主義禁止法による撤去から守る手段となる点である。共産主義禁止法では、文化財に指定されているモニュメントは、撤去の対象から除外される(第5a条第3項)。そのため、文化財保護法が、社会主義時代の負の記憶を破壊するものである一方、撤去から保護し得る手段ともなっている。

第三に、モノの意味の破壊による再コード化もイコノクラスムであることを証明する点である。共産主義禁止法によって撤去されたモニュメントの中には、博物館で展示されるものもある²⁶。つまり、文化遺産化による再コード化を否定したはずの共産主義禁止法が、別の意味で再コード化していることになる。このことは、彼らにとっての破壊行為が、元の場所から切り離し、異なる文脈におくことによっても成し得ることを示している。

4. 文化科学宮殿とイコノクラスム

(1) 文化科学宮殿の建設と現在

最後に、具体事例として、ポーランドの首都ワルシャワにある文化科学宮殿に焦点を当てる。文化科学宮殿は、1952年から1955年にかけて建設された建物で、左右対称な構造、巨大な尖塔、社会主義を象徴する装飾という社会主義リアリズム様式の特徴を持つ(図4)。



図4. 文化科学宮殿 (2019年10月25日筆者撮影)

(2) 文化科学宮殿の変遷とイコノクラスム

文化科学宮殿の機能の変遷をみると、3つの再コード化が該当する。まず、資本主義的な再コード化である。文化科学宮殿には、ソ連が崩壊した1991年に、資本主義の象徴でもあるコカ・コーラ社のオフィスが入っており²⁷、現在もカフェやクラブなどの資本主義的な使用が継続している(図5)。

次に、観光資源化による再コード化である。宮殿は、ワルシャワの観光パンフレットやガイドブックで常に紹介される定番の観光スポットであるが、実際に多くの人が訪れており、その数は年々増加傾向

にある(図6)。また、宮殿自体が土産物のモチーフとなって販売されている(図7)。



図5. 文化科学宮殿内のカフェ(2019年10月25日筆者撮影)

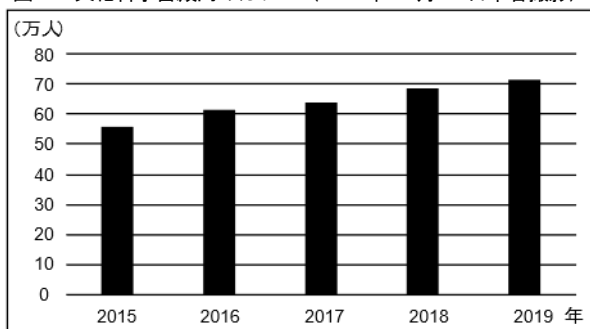


図6. 文化科学宮殿の訪問客数
(Tourism in Warsaw Report より作成)



図7. 文化科学宮殿をモチーフにした土産物
(2019年10月25日筆者撮影)

最後に、文化財登録による再コード化である。宮殿は、歴史的、芸術的、科学的価値が認められ、2007年に文化財登録簿へ記載された²⁸。

しかし、その登録前後には議論が生じた。登録前に、ワルシャワ市が属するマゾフシェ県の知事を務めていたヴォイチェフ・ドンブロフスキが、登録手続きの一時停止を命じたほか²⁹、登録後には、登録取り消しを求める70名の署名者が、大統領宛てに手紙を送って抗議した³⁰。

以上の3つの再コード化から、3章で述べたポーランド国内の法律の状況だけでなく、文化科学宮殿の事例においても、負の記憶を継承する場合の再コード化の失敗が明らかとなった。

5. 結論

(1) まとめ

2章から4章までの検証により、以下のことが明らかとなった。まず、ソ連崩壊後の東欧諸国における社会主義遺産は、多様なイコノクラスムの過程を辿ったにもかかわらず、国際的な議論の中で文化遺産化による再コード化が進んだ。しかし、実際にはいまだに負の記憶を持った人たちによって保存が否定される。ポーランドの国内法と文化科学宮殿の事例からは、その負の記憶が継承する場合に再コード化が失敗し、反対に負の記憶の継承以外の機能を持つ場合に再コード化が成功していることが明らかになった。

本研究の全体を通して、ランベッリによるイコノクラスムの説明を社会主義遺産と比較したことで、先行研究で指摘されていた物理的な破壊行為だけでなく、イデオロギー的機能を脱して新たな意味づけがされることも「イコノクラスム」であると述べた。つまり、社会主義遺産の破壊と保存の双方が、イコノクラスムの一形態であることを示した。

(2) 今後の課題

ランベッリの研究は、仏像を事例に挙げてイコノクラスムを説明するものであったが、本研究では、それを社会主義遺産に応用して検証を進めた。社会主義遺産とイコノクラスムの比較は、社会主義遺産が共産党指導者の「アイコン」を持つものとして理解されていたからこそ、その着想と適応が可能となった。しかし、モノと機能の視点から遺産を読み解くことは、社会主義遺産に限らず他の事例でも可能である。「保存する時代」においては、保存されるべき遺産という見方が先行するが、保存によるモノの継承を目指す以上は、モノの機能とその伝達についても考えなければならない。そのために、遺産を単なる遺産として見るのではなく、機能と意味を持ったモノへと回帰して議論することが重要である。

脚注

注1 イコモスは、1964年に設立された「国際記念物遺跡会議(International Council on Monuments and Sites)」の略称である。

注2 文化財保護法の正式名称は、「文化財の保護及び文化財の管理に関する2003年7月23日付の法律(Ustawa z dnia 23 lipca 2003 r. o ochronie zabytków i opiece nad zabytkami)」であ

る。

注3 共産主義禁止法の正式名称は、「組織単位、自治体の補助単位、建物、施設、公共事業および記念碑の名称による共産主義または他の全体主義体制の促進の禁止に関する2016年4月1日の法律 (Ustawa z dnia 1 kwietnia 2016 r. o zakazie propagowania komunizmu lub innego ustroju totalitarnego przez nazwy jednostek organizacyjnych, jednostek pomocniczych gminy, budowli, obiektów i urządzeń użyteczności publicznej oraz pomniki)」である。

参考文献

- 1) 松浦 雄介：産業遺産と文化のグローバル化—九州・三池炭鉱の事例から—、日仏社会学年会報 22、pp. 83-95、2012
- 2) 萩野 昌弘編：文化遺産の社会学 ルーブル美術館から原爆ドームまで、p. 6、新曜社、2003
- 3) 萩野 昌弘：保存する時代—文化財と博物館を考える—、ソシオロジ 42 巻 2 号、pp. 103-108、1997
- 4) 四方田 雅史：「両義的遺産」としての共産主義遺産—チェコ・ポーランドにおけるスターリン様式建築を中心に—、静岡文化芸術大学研究紀要、Vol.15、pp. 45-56、2014
- 5) 加藤 磨珠枝：ローマの聖母子イコンの起源について、千葉大学人文研究人文学部紀要、pp. 95-124、2004
- 6) Parsons, Nicholas : Iconoclasm: The Struggle for Ownership of Symbolic History, Hungarian Review, No. 5, pp. 105-115, 2016
- 7) ファビオ・ランベッリ (Fabio Rambelli)、和気 倫英訳：聖像破壊、記号破壊、聖性破壊—聖なるものの破壊行為に関する一考察—、比較文化論叢 8、札幌大学文化学部紀要、pp. 15-43、2001
- 8) 木村 至聖：産業遺産の記憶と表象 「軍艦島」をめぐるポリテクニクス、京都大学学術出版会、p. 87、2014
- 9) 濱田 武士：戦争遺産の保存：原爆ドームを事例として、関西学院大学社会学部紀要第 116 号、pp. 101-113、2013
- 10) 松浦 雄介：記憶と文化遺産のあいだ—三池炭鉱の産業遺産化をめぐって—、西日本社会学年会報 No.11、pp. 37-50、2013
- 11) Steinacher, Gerald: Fascist Legacies: The Controversy over Mussolini's Monuments in South Tyrol, Faculty Publications, Department of History, 144, pp. 646-666, 2013
- 12) Carlà, Andrea. Mitterhofer, Johanna.: Transforming a controversial Heritage : The Case of The Fascist Victory Monument in South Tyrol, Acta Universitatis Carolinae Studia Territorialia 2, pp. 11-34, 2017
- 13) Dragan, Weronika. Dymitrow, Mirek. Krzysztofik, Robert. : Between History, Politics and Economy: The Problematic Heritage of Former Border Railway Stations in Poland, Annals of the Austrian Geographical Society, Vol. 161, pp. 229-250, 2019
- 14) The Guardian, Ian Traynor, Albanian tanks on streets as the protests continue, 1991 年 2 月 22 日, p. 9
- 15) Robert Velkey : Memento Park—A Stroll Through The Propaganda Of A Bygone Era, 2016 (<https://hungarytoday.hu/memento-park-stroll-propaganda-bygone-era-73414/>, 2020 年 11 月 19 日確認)
- 16) ICOMOS Deutschland : Sozialistischer Realismus und Sozialistische Moderne. Welterbevorschläge aus Mittel- und Osteuropa / Socialist Realism and Socialist Modernism. World Heritage Proposals from Central and Eastern Europe, 2013
- 17) ICOMOS International Scientific Committee on 20th Century Heritage(http://www.icomos-isc20c.org/wp-content/uploads/2017/11/IntroductionSheet_ICOMOS20C-NOV-2017.pdf, 2021 年 1 月 27 日確認)
- 18) ICOMOS Deutschland : Bildersturm in Osteuropa. Die Denkmäler der kommunistischen Ära im Umbruch(ICOMOS - Hefte des Deutschen Nationalkomitees XIII), 1994
- 19) ICOMOS Deutschland : Stalinistische Architektur unter Denkmalschutz? (ICOMOS- Hefte des Deutschen Nationalkomitees XX), 1996
- 20) ICOMOS Polska, ICOMOS Deutschland : Zabytki drugiej połowy XX wieku - waloryzacja, ochrona, konserwacja, 2010
- 21) 17 に同じ
- 22) 家本 博一：ポーランド「脱社会主義」への道、名古屋大学出版会、p. 8、1994
- 23) 菅原祥：ユートピアの記憶と今—映画・都市・ポスト社会主義、京都大学学術出版会、pp. 235-236、2018
- 24) Carroll, M. Natalie. : PISSING FROM THE PERIPHERY: PROTESTING POST-COMMUNIST OTHERNESS IN NOWA HUTA, Slavic and East European journal 63 (4), pp. 501-521, 2019
- 25) wyborcza.pl, Pomnik Matki Polki znika z Sejn. Dekomunizacja w Podlaskiem, 2018 年 3 月 21 日
- 26) DZIEJE.PL, Ekspozycja sowieckich pomników w Podhorsku zostanie otwarta w połowie 2018 r. , 2017 年 7 月 11 日
- 27) NASZA HISTORIA, (<https://poland-baltics.coca-colahellenic.com/pl/o-nas/nasza-historia> , 2020 年 12 月 14 日確認)
- 28) DECYZJA NR 103/2007 w sprawie wpisania zabytku do rejestru zabytków.
- 29) Wyborcza.pl, Spory i awantury o Pałac Kultury. Symbol Warszawy od 10 lat jest zabytkiem, 2017 年 2 月 5 日
- 30) Wpisanie Pałacu Kultury i Nauki do rejestru zabytków (<http://ekartkazwarszawy.pl/kartka/wpisanie-palacu-kultury-nauki-rejestru-zabytkow/>, 2020 年 12 月 15 日確認)